後期高齢者医療制度のお知らせ ～令和７年度の保険料などについて～

◆令和７年度保険料について（７月に個別にお知らせします）

《保険料の計算方法》

均等割 【１人当たり保険料】 52,953円	＋	所得割 【本人の所得に応じた額】 （令和６年中の所得－最大43万円） ×11.79%	＝	１年間の保険料 【限度額80万円】 （100円未満切捨）

- １年間の保険料の上限額は８０万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、４３万円の控除額が異なる場合があります。

◆保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)

ただし､次の(１)～(３)のいずれかに当てはまる方は｢年金天引き｣の対象となりません。「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

(1)介護保険料が「年金天引き」されていない方（年金額が年額１８万円未満の方）
(2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
(3)新たに制度に加入してから、半年が経過していない方

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、住民課戸籍保険グループへご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

◆問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合　☎０１１－２９０－５６０１
または　　住民課 戸籍保険グループ

不法投棄は犯罪です！

不法投棄をした場合、**個人の場合は５年以下の懲役もしくは１,０００万円以下（法人の場合は３億円以下）の罰金またはその両方**に処されます。

山林や空き地などにゴミを捨てることは「不法投棄」とされ、**空き缶１つの「ポイ捨て」でも違法行為**となります。

不法投棄などをしている人がいたり､現場を発見した際は､下記までご連絡ください。

問い合わせ先　江差警察署生活安全係
☎０１３９－５２－０１１０
または　住民課　住民環境グループ

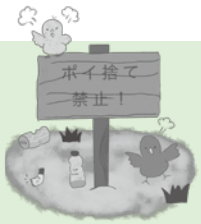

＊～南部桧山衛生処理組合からお知らせ～＊

問い合わせ先：南部桧山清掃センター
☎０１３９－５３－６３０１

毎月第２・第４土曜日は施設休業日のため、施設へのごみの搬入はできません。